

○総務省告示第百二十号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第九条（同令第三十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成六年郵政省告示第四百二十四号（端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十七日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	<p>〔一 略〕</p> <p>二 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によるものとする。</p>	改正前	<p>〔一 同上〕</p> <p>二 〔同上〕</p>
<p>使用する無線設備の区別</p> <p>〔一・二 略〕</p>	<p>使用する無線設備の区別</p> <p>〔一・二 同上〕</p>	<p>使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法</p> <p>〔1〕〔2〕 略〕</p>	<p>使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法</p> <p>〔1〕〔2〕 同上〕</p> <p>〔3〕 テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備（電波法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第百六十二号）附則第七条第一項に規定する九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用する旧特定小電力無線局のものに限る。）を使用するものにあつては、受信機入力電力が（一）七五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の場合に判定を行う。</p> <p>〔同上〕</p>
<p>三 テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備</p> <p>〔四〇十一 略〕</p>	<p>三 テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備</p> <p>〔四〇十一 同上〕</p>	<p>〔3〕 略〕</p>	<p>〔4〕 同上〕</p>
<p>〔三〇五 略〕</p>	<p>〔三〇五 同上〕</p>	<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	